

## 苦情会議を開催しない訳は…！

「運転科長用件を使った組合への支配介入事件」について幹鉄事の窓口からの回答(要旨)について引き続き訴える。

組合：組合員と分会長は苦情申告をした。しかし会社は苦情申告会議を一方的に開催しないと。協約をまったく無視しているといえるのではないか。

会社：事実関係を確認したが、組合掲示への抗議や介入をしたとの認識がない。協約等の適用に該当せず、会議の開催は必要ないと判断した。

事実関係の確認をしたと言うが、それはどのようにやったのか？苦情申告した組合員と分会長に事実確認の聞き取りをおこなったか？実際は一切おこなわれていない。つまり、苦情申告で名指しされた運転科長からのみ事実確認がおこなわれたということだ。一方からの話を聞いてそれで判断するとは、どう考えてもおかしいでしょう。上司がからんだことはすべて上司からの聞き取りで判断すると言っているのと同じだ。たとえとして話をするならセクハラがあつて会社に相談したとしよう…

所員：上司からセクハラを受けました。調査してください。

会社：事実関係を確認したが、セクハラをしたとの認識がない。

と言っているのと同じではないのか？権力を持つ者はそれを振り回し、おのれに火の粉が降りかからないように力でねじ伏せようとする。ドラマじゃよくある話だけど、実際にうちの職場でもあるんだね。これからも掲示で訴えます！よ。